

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成27年3月31日

火曜日

号外(6)

目次

規則

- 富山県営体育施設条例施行規則 1
- 富山県総合体育センター条例施行規則 4
- 富山県介護保険法事務処理規則の一部を改正する規則 7

災害対策本部訓令

- 富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令 10

国民保護対策本部 緊急対処事態対策本部訓令

- 富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令 19

規則

富山県営体育施設条例施行規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月31日

富山県知事 石井 隆 一

富山県規則第36号

富山県営体育施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県営体育施設条例（昭和39年富山県条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の承認)

第2条 条例第8条第1項の承認を受けようとする者は、あらかじめ、利用承認申請書を指定管理者に提出して利用承認書の交付を受けなければならない。

2 競技の練習等のため、富山県営体育施設を個人又は団体で利用しようとする者は、指定管理者に申し出て、利用券又は団体利用証の交付を受けることにより前

項の規定による手続に代えることができる。

(利用承認の変更等)

第 3 条 前条の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の承認事項を変更しようとするときは、あらかじめ、利用承認変更申請書を指定管理者に提出して、その承認を受けなければならない。

2 利用者は、利用を取りやめようとするときは、あらかじめ、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、前条第 2 項の規定により既に利用券の交付を受けた者は、利用の変更及び取消しをすることができない。

(利用期間の制限)

第 4 条 指定管理者は、利用の承認を受けようとする者が専用使用として、引き続き 7 日を超える期間にわたる利用の承認をすることができない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 5 条 利用者は、第 2 条第 1 項の承認によって生ずる権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(職員の指示及び立入り)

第 6 条 指定管理者は、利用者又は入場者に対し管理及び使用上必要な指示を与えることができる。また、利用者は管理のためその利用に係る施設に指定管理者が立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(特別の設備等の承認)

第 7 条 利用者が第 2 条の規定による承認に係る施設等に特別の設備、造作等を実施し、又は設備、機器を搬入して使用するときは、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復及び利用後の点検)

第 8 条 利用者は、その利用を終えたときは、速やかに当該施設及び附属設備を原状に復するとともに、指定管理者の点検を受けなければならない。

(行為の制限)

第 9 条 利用者又は入場者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の

承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 収容定員を超えて入場させること。
- (2) 建物、附属設備、器具その他の工作物を毀損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (3) 危険物、悪臭のあるものその他他人の迷惑となるおそれのある物品を携帯し、又は動物類を伴う行為をすること。
- (4) 他人の迷惑となる行為をすること。
- (5) 火気を使用すること。
- (6) 指定場所以外で喫煙又は飲食すること。
- (7) 寄附金の募集を行うこと又は飲食物その他の物品を販売し、若しくは陳列すること。
- (8) 広告等を掲示し、又は頒布すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる事項

(利用料金の減免)

第10条 条例第12条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、あらかじめ、利用料金減免申請書を指定管理者に提出し、利用料金減免承認書の交付を受けなければならない。

(利用料金の還付)

第11条 条例第13条ただし書による利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用料金の還付の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第13条第1号に該当する場合 当該利用料金の全額
- (2) 条例第13条第2号に該当する場合 当該利用料金の70パーセントに相当する額

(細則)

第12条 この規則に定めるもののほか、富山県営体育施設の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際富山県営体育施設条例施行規則を廃止する規則（平成27年富山県教育委員会規則第1号）による廃止前の富山県営体育施設条例施行規則（昭和39年富山県教育委員会規則第54号。以下「旧規則」という。）第9条の規定により富山県教育委員会がした承認で現に効力を有するもの又はこの規則の施行前に旧規則第9条の規定により富山県教育委員会に対してされた承認の申請については、この規則の第9条の規定により知事がした承認又は知事に対してされた承認の申請とみなす。

(知事政策局)

富山県総合体育センター条例施行規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第37号

富山県総合体育センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県総合体育センター条例（昭和59年富山県条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の承認)

第2条 条例第9条第1項の承認を受けようとする者は、あらかじめ、富山県総合体育センター利用承認申請書を指定管理者に提出して富山県総合体育センター利用承認書の交付を受けなければならない。

2 競技の練習等のため、次に掲げる施設を個人で利用しようとする者は、指定管理者に申し出て、利用券の交付を受けることにより前項の規定による手続に代えることができる。

(1) 大体育室

(2) 中体育室

- (3) 小体育室
 - (4) 50メートル温水プール
 - (5) 飛込温水プール
 - (6) 運動能力測定室
 - (7) トレーニング室
 - (8) スポーツサウナ
- (利用承認の変更等)

第 3 条 前条の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の承認事項を変更しようとするときは、あらかじめ、富山県総合体育センター利用承認変更申請書を指定管理者に提出して、その承認を受けなければならない。

2 利用者は、利用を取りやめようとするときは、あらかじめ、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、前条第 2 項の規定により既に利用券の交付を受けた者は、利用の変更及び取消しをすることができない。

(利用期間の制限)

第 4 条 指定管理者は、利用の承認を受けようとする者が専用使用として、引き続き 7 日を超える期間にわたる利用の承認をすることができない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 5 条 利用者は、第 2 条第 1 項の承認によって生ずる権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(職員の指示及び立入り)

第 6 条 指定管理者は、利用者又は入場者に対し管理及び使用上必要な指示を与えることができる。また、利用者は管理のためその利用に係る施設に指定管理者が立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(特別の設備等の承認)

第 7 条 利用者が第 2 条の規定による承認に係る施設等に特別の設備、造作等を施し、又は設備、機器を搬入して使用するときは、あらかじめ、指定管理者の承認

を受けなければならない。

(原状回復及び利用後の点検)

第 8 条 利用者は、その利用を終えたときは、速やかに当該施設及び附属設備を原状に復するとともに、指定管理者の点検を受けなければならない。

(行為の制限)

第 9 条 利用者又は入場者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 収容定員を超えて入場させること。
- (2) 建物、附属設備、器具その他の工作物を毀損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (3) 危険物、悪臭のあるものその他他人の迷惑となるおそれのある物品を携帯し、又は動物類を伴う行為をすること。
- (4) 他人の迷惑となる行為をすること。
- (5) 火気を使用すること。
- (6) 指定場所以外で喫煙又は飲食をすること。
- (7) 寄附金の募集を行うこと又は飲食物その他の物品を販売し、若しくは陳列すること。
- (8) 広告等を掲示し、又は頒布すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる事項

(利用料金の減免)

第 10 条 条例第 13 条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、あらかじめ、富山県総合体育センター利用料金減免申請書を指定管理者に提出し、富山県総合体育センター利用料金減免承認書の交付を受けなければならない。

(利用料金の還付)

第 11 条 条例第 14 条ただし書の規定による利用料金の還付を受けようとする者は、富山県総合体育センター利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用料金の還付の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第 14 条第 1 号に該当する場合 当該利用料金の全額

(2) 条例第14条第2号に該当する場合 当該利用料金の70パーセントに相当する額

(細則)

第12条 この規則に定めるもののほか、富山県総合体育センターの管理運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際富山県総合体育センター条例施行規則を廃止する規則（平成27年富山県教育委員会規則第2号）による廃止前の富山県総合体育センター条例施行規則（昭和59年富山県教育委員会規則第4号。以下「旧規則」という。）第9条の規定により富山県教育委員会がした承認で現に効力を有するもの又はこの規則の施行前に旧規則第9条の規定により富山県教育委員会に対してされた承認の申請については、この規則の第9条の規定により知事がした承認又は知事に対してされた承認の申請とみなす。

(知事政策局)

富山県介護保険法事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第38号

富山県介護保険法事務処理規則の一部を改正する規則

富山県介護保険法事務処理規則（平成11年富山県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「第113条の2第1項第1号から第3号まで」を「第113条の2第1号及び第2号」に、「同項第1号から第3号まで」を「同条第1号及び

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の2第2号イ若しくはロ若しくは第3号イ若しくはロに掲げる者（以下「旧第2号若しくは第3号適用者」という。）又は第4号に規定する者（以下「旧第4号適用者」という。）であったもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）第29条第3項から第6項までの規定又は地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成25年厚生労働省令第124号）附則第7条の規定によりこれらの者とみなされた者を含む。）（平成27年2月12日から施行日前までの間に新たに旧第2号若しくは第3号適用者又は旧第4号適用者となったものを除く。）についてのこの規則による改正前の富山県介護保険法事務処理規則第5条の規定の適用については、施行日から平成30年2月11日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の富山県介護保険法事務処理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(高齢福祉課)

~~~~~  
**訓 令**  
~~~~~

富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成27年 3月31日

富山県災害対策本部長

富山県知事 石 井 隆 一

富山県災害対策本部訓令第 1 号

富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓
令

富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程（昭和46年富山県災害対策本部
訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 中	「 本部の運営、各部との 連絡調整、政府、国会 その他の機関に対する 要望事項の取りまとめ、 交通対策、報道等に関 すること。」	を	「 本部の運営、各部との 連絡調整、政府、国会 その他の機関に対する 要望事項の取りまとめ、 交通対策等に関するこ と。」	に、
--------	---	---	--	----

「		知 事 政 策 班 知事政策局課長 知事政策局員 (防災・危機管理課員、消防課員、広報課員、秘書課員及び総合交通政策室員を除く。)	1 政府、国会その他の機関に対する要望事項の取りまとめに関する事 2 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事 3 他班実施事項の応援に関する事。
		広 報 班 (広 報 課 長) (広 報 課 員)	1 広報活動に関する事。 2 広聴活動の実施に関する事。

を

「		知 事 政 策 班 知事政策局課長 知事政策局員 (防災・危機管理課員、消防課員、秘書課員及び総合交通政策室員を除く。)	1 政府、国会その他の機関に対する要望事項の取りまとめに関する事 2 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事 3 私立学校の災害対策に関する事 4 体育施設の災害対策に関する事 5 他班実施事項の応援に関する事。

に、

「	観光・地域振興部 (観光・地域振興局長 観光・地域振興局次長)	観光・地域振興に係る災害対策に関する事。	地 域 振 興 班 (地 域 振 興 課 長) (地 域 振 興 課 員)	部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事。	」
---	---------------------------------------	----------------------	---	---------------------------	---

を

「	観光・地域振興部 (観光・地域振興局長 観光・地域振興局次長及び地方創生推進室長)	観光・地域振興に係る災害対策に関する事。	地 域 振 興 班 (地 域 振 興 課 長) (地 域 振 興 課 員)	部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事。
			応 援 1 班 (地方創生推進室課長 (地方創生・人口減少対策担当) 地方創生推進室員 (地域振興課員を除く。)	他班実施事項の応援に関する事。

	応 援 2 班 (地方創生推進室課長 (世界で最も美しい富山湾・日本海政策担当) 地方創生推進室員 (地域振興課員を除く。))	他班実施事項の応援に関する事。
--	--	-----------------

に、

	国際・日本海政策班 (国際・日本海政策課長 国際・日本海政策課員)	1 外国人の援護対策に関する事。 2 他班実施事項の応援に関する事。
--	--	---------------------------------------

を

	国 際 班 (国 際 課 長) (国 際 課 員)	1 外国人の援護対策に関する事。 2 他班実施事項の応援に関する事。
--	-------------------------------------	---------------------------------------

に、

「職員¹の動員、災害対策の予算措置、県有財産の管理等に関する事。」

を

「職員²の動員、災害対策の予算措置、県有財産の管理、報道等に関する事。」

に、

	私 学 班 (文 書 学 術 課 長) (文 書 学 術 課 員)	私立学校の災害対策に関する事。
--	---	-----------------

を

	広 報 班 (広 報 課 長) (広 報 課 員)	1 広報活動に関する事。 2 広聴活動の実施に関する事。
	応 援 3 班 (文 書 総 務 課 長) (文 書 総 務 課 員)	他班実施事項の応援に関する事。

に、

「 応 援 3 班
 (市 町 村 支 援 課 長)
 (市 町 村 支 援 課 員) 」

を

「 応 援 4 班
 (市 町 村 支 援 課 長)
 (市 町 村 支 援 課 員) 」

に、

	農 村 整 備 班 (農 村 整 備 課 長) (農 村 整 備 課 員)	1 農地の災害対策に関する事。 2 ため池、用排水路、頭首工、農道、農道橋等の農業用施設の災害対策に関する事。 3 湛水農地の排水に関する事。
	農 村 振 興 班 (農 村 振 興 課 長) (農 村 振 興 課 員)	1 県が管理する土地改良施設の災害対策に関する事。 2 他班実施事項の応援に関する事。

を

「		農 村 整 備 班 (農 村 整 備 課 長) (農 村 整 備 課 員)	1 農地の災害対策に関すること。 2 ため池、用排水路、頭首工、農道、農道橋等の農業 用施設の災害対策に関すること。 3 湛水農地の排水に関すること。 4 県が管理する土地改良施設の災害対策に関すること。
		応 援 班 (農 村 振 興 課 長) (農 村 振 興 課 員)	他班実施事項の応援に関すること。

に、

「		体 育 ・ 保 健 班 (ス ポー ツ ・ 保 健 課 長) (ス ポー ツ ・ 保 健 課 員)	1 体育施設の災害対策に関すること。 2 被災児童及び被災生徒の保健管理に関すること。 3 被災児童及び被災生徒の学校給食に関すること。
---	--	---	--

を

「		保 健 体 育 班 (保 健 体 育 課 長) (保 健 体 育 課 員)	1 被災児童及び被災生徒の保健管理に関すること。 2 被災児童及び被災生徒の学校給食に関すること。
---	--	---	--

に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(防災・危機管理課)

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成27年3月31日

富山県国民保護対策本部長

富山県緊急対処事態対策本部長

富山県知事 石 井 隆 一

富山県国民保護対策本部

訓令第3号

富山県緊急対処事態対策本部

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程

〔平成18年 富山県国民保護対策本部 訓令第1号 富山県緊急対処事態対策本部〕の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

「対策本部の運営、各部門との連絡調整、政府、国会その他の機関に対する要望事項の取りまとめ、交通対策、報道等に関すること。」

を

「対策本部の運営、各部門との連絡調整、政府、国会その他の機関に対する要望事項の取りまとめ、交通対策等に関すること。」

に、

		知事政策班 (知事政策局課長 知事政策局員 (防災・危機管理課員、消防課員、広報課員、秘書課員及び総合交通政策室員を除く。))	1 政府、国会その他の機関に対する要望事項の取りまとめに関すること。 2 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 3 他班の分掌事務の応援に関すること。
		広報班 (広報課長 広報課員)	1 報道機関との連絡調整及び報道の依頼に関すること。 2 国民の保護のための措置に関する広報及び広聴に関すること。

を

		知事政策班 (知事政策局課長 知事政策局員 (防災・危機管理課員、消防課員、秘書課員及び総合交通政策室員を除く。))	1 政府、国会その他の機関に対する要望事項の取りまとめに関すること。 2 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 3 私立学校の災害対策に関すること。 4 私立学校の児童、生徒及び教職員の避難等に関すること。 5 体育施設の災害対策に関すること。 6 体育施設における避難所の確保、開設及び運営に関する協力に関すること。 7 他班の分掌事務の応援に関すること。
--	--	---	---

に、

観光・地域振興部 (観光・地域振興局長 観光・地域振興局次長)	観光・地域振興に係る国民の保護のための措置に関すること。	地域振興班 (地域振興課長 地域振興課員)	部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。
		観光班 (観光課長 観光課員)	1 観光施設(ホテル・旅館を含む。)との連絡調整及び災害対策に関すること。 2 観光客の災害応急対策に関すること。

		国際・日本海政策班 (国際・日本海政 策課長 国際・日本海政 策課員)	1 外国人に対する広報に関する こと。 2 外国人の避難、救援、連絡 調整等に関すること。 3 県内に在住する外国人に関 する市町村、関係機関等との 連絡調整及び安否情報の収集 に関すること。
--	--	---	---

を

観光・地域振興 部 (観光・地域 振興局長 観光・地域 振興局次長 及び地方創 生推進室長)	観光・地域 振興に係る 国民の保護 のための措 置に関する こと。	地域振興班 (地域振興課長) 地域振興課員	部内の被害報告の取りまとめ及 び連絡調整に関すること。
		応援 1 班 (地方創生推進室) 課長 (地方創生 ・人口減少対策 担当) 地方創生推進室 員 (地域振興課 員を除く。)	他班の分掌事務の応援に関する こと。
		応援 2 班 (地方創生推進室) 課長 (世界で最 も美しい富山湾 ・日本海政策担 当) 地方創生推進室 員 (地域振興課 員を除く。)	他班の分掌事務の応援に関する こと。
		観光班 (観光課長) 観光課員	1 観光施設 (ホテル・旅館を 含む。) との連絡調整及び災 害対策に関すること。 2 観光客の災害応急対策に関 すること。
国際班 (国際課長) 国際課員	1 外国人に対する広報に関す ること。 2 外国人の避難、救援、連絡 調整等に関すること。 3 県内に在住する外国人に関 する市町村、関係機関等との 連絡調整及び安否情報の収集 に関すること。		

に、

「職員の動員、安否情報の取りまとめ等に関すること。」を「職員の動員、安否情報の取りまとめ、報道等に関すること。」に、

	文書学術班 〔文書学術課長〕 〔文書学術課員〕	1 私立学校の災害対策に関すること。 2 私立学校の児童、生徒及び教職員の避難等に関すること。 3 不服申立て、訴訟等の処理の指導、助言及び調整に関すること。 4 公文書の保管に関すること。
--	-------------------------------	--

を

	広報班 〔広報課長〕 〔広報課員〕	1 報道機関との連絡調整及び報道の依頼に関すること。 2 国民の保護のための措置に関する広報及び広聴に関すること。
	文書総務班 〔文書総務課長〕 〔文書総務課員〕	1 不服申立て、訴訟等の処理の指導、助言及び調整に関すること。 2 公文書の保管に関すること。

に、

	農村整備班 〔農村整備課長〕 〔農村整備課員〕	1 農地の保全及び災害対策に関すること。 2 ため池及び地すべり施設の災害対策に関すること。 3 用排水路、頭首工、農道等の土地改良施設の災害復旧対策に関すること。 4 湛水した農地の排水に関すること。
	農村振興班 〔農村振興課長〕 〔農村振興課員〕	県が管理する土地改良施設の安全確保及び災害対策に関すること。

を

	農村整備班 〔農村整備課長〕 〔農村整備課員〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地の保全及び災害対策に関すること。 2 ため池及び地すべり施設の災害対策に関すること。 3 用排水路、頭首工、農道等の土地改良施設の災害復旧対策に関すること。 4 湛水した農地の排水に関すること。 5 県が管理する土地改良施設の安全確保及び災害対策に関すること。
	応援班 〔農村振興課長〕 〔農村振興課員〕	他班の分掌事務の応援に関すること。

に改める。

別表第 1 の 2 の表中

	体育・保健班 〔スポーツ・保健〕 課長 スポーツ・保健 課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 体育施設の災害対策に関すること。 2 体育施設における避難所の確保、開設及び運営に関する協力に関すること。 3 被災児童及び被災生徒の保健管理に関すること。 4 被災児童及び被災生徒の学校給食に関すること。
--	--	--

を

	保健体育班 〔保健体育課長〕 〔保健体育課員〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災児童及び被災生徒の保健管理に関すること。 2 被災児童及び被災生徒の学校給食に関すること。
--	-------------------------------	--

に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(防災・危機管理課)

